

件名	墨田区の保育園待機児童解消と保育の質の向上を子ども・子育て支援新制度施行後も区の責任で行うことに関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区押上 新日本婦人の会墨田支部 D			
受理年月日	平成26年6月9日	受理番号	第8号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度の保育園待機児童数をゼロにするため、認可保育園を増やしてください。</li> <li>施設形態にかかわらず、保育者の有資格率及び保育環境（床面積、乳幼児用ベッドの設置等）が認可保育園並みとなるよう助成してください。</li> <li>認可外保育園に子どもを預けている保護者の保育料負担が、認可保育園基準と同じとなるよう助成してください。</li> </ol> <p>(理由)</p> <p>墨田区の保育園待機児童数は、平成26年4月の時点で157人（旧制度集計588人）となりました。</p> <p>保護者は「保活」と呼ばれる保育園探しに奔走する状況です。保育園入園についての不承諾通知を受けた保護者からは「入園できず仕事をやめたら生活できない」「こんな現状では二人目を産めない」という切実な声が届けられています。</p> <p>しかし保護者は、子どもを預けられればどのような施設でもいいと考えているわけではありません。子どもの安心・安全を第一に考え、認可保育園への入園を希望しています。厚生労働省の調査結果によると、全国的に認可基準以下の環境では、保育者の努力をもってしても事故は防げないという現実があり、平成25年の全国の保育園における死亡事故は、過去最悪の19件発生しています。そのうち、認可外保育施設の割合が8割を占めています。子ども・子育て支援新制度では、その現実から学ぶことなく、保育士資格の緩和や面積基準が自治体に委ねられるなど、施設形態の違いが保育条件に大きな格差を生じさせ、事故の増加に繋がりがねません。子どもの健やかな成長を願い、どの子にも平等な保育環境が提供されることを求めます。</p> <p>この間、国は、児童福祉法第24条にある自治体の保育責任や幼稚園の私学助成制度は存続させ、自治体に新制度への移行は義務付けないとしてきました。墨田区の「子ども・子育て会議」では、新制度に移行すべくニーズ調査等を実施されているようですが、保育園、幼稚園利用者の要望が確実に反映される方法が求められています。子どもを安心して預けられる保育環境を維持するには、墨田区</p>				

の保育への姿勢が大変重要なものであり、子どもたちの命と育ちを守る要であると考えます。

今後とも保育の質を維持しながら、保育園待機児童解消を目指す墨田区の保育施策を継続し、認可保育園での待機児童解消で保育の実施義務を守ってください。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上